

わたしたちの国保 高額療養費・限度額認定証、高齢受給者証

住民課 ☎823-9206 ㊟823-9627

～医療費が高額になったとき～

高額医療費支給制度

同じ月内の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請によりその超えた部分が支給される制度です。

～70歳未満の場合～

所得区分	3回目まで		4回目以降 (※2)
	国保加入者の旧ただし書き所得(※1)の合計		
上位所得者(ア)	901万円超	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合はその1パーセントを加算)	140,100円
上位所得者(イ)	600万円超 901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合はその1パーセントを加算)	93,000円
一般(ウ)	210万円超 600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその1パーセントを加算)	44,400円
一般(エ)	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(オ) (同一世帯の世帯主と国保加入者が住民税非課税)		35,400円	24,600円

～70歳以上75歳未満の場合～

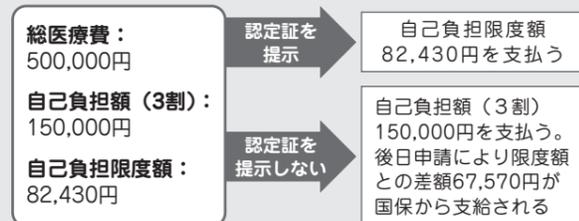
※平成29年8月から現役並み所得者、一般の人の限度額が引き上げになりますので注意してください。

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその1%を加算) 4回目以降(※2)は44,400円
一般	12,000円 平成29年8月～14,000円 (年間144,000円上限)	44,400円 平成29年8月～57,600円 4回目以降(※2)は44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 旧ただし書き所得=総所得金額等-基礎控除(33万円)

※2 過去12カ月にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に該当となります。

例◆70歳未満・一般(ウ)の場合



限度額適用・標準負担額減額認定証

上記の高額療養費の支給について、あらかじめ申請によって『限度額適用認定証』などの交付を受けた人は、医療機関の窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。

あわせて、住民税非課税世帯の人については、入院時の食事代(標準負担額)が減額となります。

高額な外来診療や入院を予定している人で、この認定証が必要な人は、住民課(役場1階)で手続きをしてください。(国民健康保険税の滞納がある場合は発行ができません)

～限度額適用認定証の更新について～

限度額適用認定証は、毎年7月31日が有効期限となっています。

既に持っている人については、7月上旬に更新の案内を送付します。8月1日以降も必要な場合は、再度住民課(役場1階)へ申請してください。

～高齢受給者証を更新します～

70歳から74歳の国民健康保険被保険者には、8月1日からの新しい高齢受給者証を、7月下旬に送付します。新しい高齢受給者証は、青むらさき色です。医療機関などにかかる際には、持っている保険証(緑色)と2枚一組にして窓口で提示してください。

国民健康保険税の納税通知書を送付します

税務課 ☎823-9204 ㊟823-9627

平成29年度国民健康保険税の納税通知書と納付書(第1期から第8期分)を、7月中旬に世帯主へ送付します。(口座振替納付の人には、納税通知書のみ送付します)

★平成29年度の税率など(算定基準内容)

	医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護保険分
所得割	4.83%	1.54%	1.98%
資産割	12.65%	4.17%	6.04%
均等割	26,100円	8,000円	10,700円
平等割	18,500円	5,700円	5,800円
課税限度額	54万円	19万円	16万円

★昨年度との変更点
均等割および平等割の
2割・5割軽減の判定所得
算出方法が
変更となりました。

★均等割・平等割の軽減判定所得算出方法

軽減率	新旧	算出方法	
		新	旧
2割軽減	新	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×49万円	以下
	旧	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×48万円	以下
5割軽減	新	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×27万円	以下
	旧	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×26.5万円	以下

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行後も、継続して同じ世帯にいる人のこと。

国民年金保険料の免除・猶予制度について

広島南年金事務所 ☎253-7710

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。国民年金保険料は毎月納付する必要がありますが、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除・猶予される制度があります。

免除制度(全額免除・一部免除)

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が全額免除または一部免除されます。
※一部免除は、減額された保険料を納付しないと未納期間となりますので注意してください。

納付猶予制度

50歳未満の人で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。
※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。なお、この制度は平成37年6月までの期間措置です。
※学生の人は「学生納付特例制度」を利用してください。

平成29年度の免除・猶予受付開始◆平成29年7月

審査の対象となる期間◆平成29年7月分から平成30年6月分まで

(平成28年度以前の期間についても、申請年の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除・猶予を申請できます。この期間を過ぎると申請できなくなるので注意してください。)

受付場所◆住民課(役場1階)

申請に必要なもの◆年金手帳・認印(失業を理由に申請をする場合は、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証などが必要)

すでに健診を受けられた人へ

～健診結果相談会(個別相談)～



健診の結果はいかがでしたか?

皆さんの健診結果と生活について、個別相談会を開催しますので、ぜひ参加してください。

持参物◆健診結果票

申し込み◆開催日の前日までに電話で住民課へ

※一人30分程度の予約制です。

住民課 ☎823-9206 ㊟823-9627

日	時	場所
8月9日(水)	10時～12時	海田東公民館
8月22日(火)	13時30分～15時30分	福祉センター